



# 鳥取県公報

令和4年12月26日（月）  
号外第81号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例 (28) (福祉保健課) . . . . . 7
	鳥取県個人情報保護条例 (29) (県民参画協働課) . . . . . 12
	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部 を改正する条例 (30) (新型コロナウイルス感染症対策総合調整課) . . . . . 27
	鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (31) (税務課) . . . . . 28

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

## 1 条例の制定理由

援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定めることにより、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

## 2 条例の概要

## (1) 基本理念

ア 特定援助者等支援（特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。以下同じ。）は、全ての特定援助者等（特定援助者（家庭内援助を行う者をいう。）、被援助者及びその他の家族等をいう。以下同じ。）、被援助者及びその他の家族をいう。以下同じ。）が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

イ 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じたり、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

ウ 特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育や就労の機会及びその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

## (2) 県等の責務

ア 県は、(1)の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

イ 県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等の支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

ウ 市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

エ 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は援助が必要であるにもかかわらず必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

## (3) 県民等の役割

ア 県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

イ 事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

ウ 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助（高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等（同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。以下同じ。）との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

エ 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

オ 関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。

カ 関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

キ 教育に関する業務を行う関係機関は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活環境を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (4) 特定援助者等支援に関する施策の推進

ア 県は、市町村と連携協力して、特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

イ 県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

ウ 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

エ 県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

オ 県は、県が単独で、又は県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等が協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会を設置する。

#### (5) 施行期日等

ア 施行期日は、令和5年1月1日とする。

イ 鳥取県附属機関条例について、(4)オに伴う所要の改正を行う。

### ◇鳥取県個人情報保護条例

#### 1 条例の改正理由

鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）について、デジタル化などの環境の変化に対応した個人情報の保護を図るため、及び個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、基本理念、県の責務等本県における個人に関する情報の取扱いのあり方を定めるとともに、法の施行及び個人に関する情報の保護に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う。

#### 2 条例の概要

##### (1) 目的

この条例は、法の施行及び個人に関する情報（死者に関する情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人に関する情報の保護に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び施策の基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

##### (2) 基本理念

ア 個人情報とは、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人の尊厳と基本的人權の尊重が社会の基礎であるとの見地から、慎重に取り扱われなければならない。

イ 生存する個人に関する情報は、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公共の利益のために活用することが可能であり、政策の立案及び実施、事業活動並びに県民生活の面においても欠かせないものであることに配慮しなければならない。

ウ 死者情報は、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、社会通念に照らし慎重に取り扱われなければ

ばならない。

(3) 県の責務

ア 県は、保有する個人情報の取扱いについて本人の権利利益を侵害しないよう最大限の配慮をしなければならない。

イ 県は、生存する個人に関する情報の適正かつ効果的な活用が豊かな県民生活の実現に資するものであることを踏まえ、その適確かつ有効な利用を図らなければならない。

ウ 県は、2(2)の基本理念にのっとり、保有する死者情報の取扱いに当たっては、最大限の配慮をしなければならない。

(4) 県民の責務

県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならない。

(5) 施策の推進

ア 県は、個人情報の保護を図るため必要な施策を講ずるものとする。

イ 県は、実施機関における個人情報の取扱いに関し意見、提言又は苦情があったときは、意見若しくは提言の趣旨を十分に踏まえ、積極的に施策への反映を図り、又は苦情を適切かつ迅速に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

ウ 県は、個人情報の取扱いに関し事業者と県民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(6) 死者に関する情報の保護

実施機関における死者に関する情報の取扱いに係る次に掲げる事項については、生存する個人に関する情報の取扱いに係る法の規定の例によるものとする。

ア 定義

イ 保有の制限等

ウ 不適正な利用の禁止

エ 適正な取得

オ 正確性の確保

カ 安全管理措置

キ 従事者の義務

ク 利用及び提供の制限

ケ 実施機関の保有する死者情報の提供を受ける者に対する措置要求等

コ 死者情報ファイル簿の作成及び公表

(7) 個人情報の保護

ア 実施機関（病院事業の管理者、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター及び公立大学法人公立鳥取環境大学を除く。）は、条例個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないものとする。

イ 鳥取県情報公開条例との整合性を確保するため、開示又は不開示とすべき保有個人情報を定める。

ウ 実施機関は、当該実施機関があらかじめ定める保有個人情報の開示請求があったときは、当該実施機関が定めるところにより、直ちに開示決定等をし、通知を行い、当該保有個人情報を開示するものとする。

エ 保有個人情報の開示の実施に係る手数料を定める。

オ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料を定める。

カ 鳥取県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の事務、委員の服務、合議体、調査権限、審査請求の調査審議手続の非公開等について定める。

キ その他個人情報の保護について必要な事項を定める。

(8) 運営状況の公表

知事は、毎年、各実施機関における法及び条例の運用状況を取りまとめ、規則で定めるところにより、公

表しなければならないものとする。

(9) 罰則

ア 審査会の委員が、守秘義務に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

イ 偽りその他不正の手段により、実施機関の保有する死者情報の提供を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 次の条例について、所要の改正を行う。

ア 鳥取県情報公開条例

イ 鳥取県住民基本台帳法施行条例

ウ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

エ 鳥取県公文書等の管理に関する条例

オ 鳥取県債権回収計画等に関する条例

カ 鳥取県附属機関条例

◇鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

新型コロナウイルス感染症は、そのウイルスが現在も変異を続けており、クラスターの発生を契機として感染が爆発的に拡大する状況は変わっておらず、加えて、感染力の増大により感染者が増加し、それに比例して死亡者も増加する傾向にある。新たな変異ウイルス出現を否定できない中、今後も県民の生命及び健康を守るため、県民、事業者等が一丸となってクラスター対策を継続して行っていく必要があることから、条例の有効期間を1年間延長する。

2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を令和6年1月31日（現行 令和5年1月31日）とする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間の更新、森林環境保全税の廃止及び豊かな森づくり協働税の新設並びに産業廃棄物処分場税の適用期間の延長のため所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県税条例の一部改正

ア 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和5年1月1日から令和9年12月31日まで（現行 平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）に更新する。

イ 森林環境保全税を廃止して豊かな森づくり協働税を新設することとし、当該豊かな森づくり協働税に係る県民税の均等割の税率の特例について定める。

ウ 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、令和10年3月31日（現行 令和5年3月31日）までの最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。

(2) 鳥取県附属機関条例の一部改正

ア 知事の附属機関のうち鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会を廃止する。

イ 知事の附属機関として鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会を設置する。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和5年4月1日とする(1)イに関する事項及び(2)に関する事項並びに規則で定める日とする(1)ウに関する事項を除き、公布の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

## 条 例

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第28号

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

豊かな自然と歴史的に育まれてきた地域の人々の絆に恵まれた鳥取県では、地域の住民が互いに支え合う温もりのある社会づくりが進められてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭内における過重な介護等の負担により学習や就業に支障を来しているヤングケアラーといわれる若者、子育てにおける孤立感等が原因となる産後鬱を発症する者、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子を支える8050問題といわれる身体的又は精神的負担を負う者等が、本人が望まない孤独を感じ、又は孤立していることが、大きな課題として認識されるようになった。

これらの課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではなく、周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要となっている。

県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定め、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭内援助 高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等（同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) 特定援助者 家庭内援助を行う者をいう。
- (3) 被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者をいう。
- (4) 特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等をいう。
- (5) 特定援助者等支援 特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。
- (6) 関係団体等 福祉、医療、保健、就労、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的に特定援助者等支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (7) 民間支援団体 特定援助者等支援を行うことをその設置目的の一つとする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 特定援助者等支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

- 3 特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育及び就労の機会並びにその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策の実施に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。

- 3 関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 4 教育に関する業務を行う関係団体等は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報情報の活用と保護)

第9条 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による個人情報情報の共有は、個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。

- 3 第1項の規定により共有する個人情報情報の内容及び共有する者の範囲は、必要な最小限のものとしなければならない

らない。

(特定援助者等支援に関する施策の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他の特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会)

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。
- 4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年鳥取県条例第		

会づくり審議会	28号) 第14条第1項に規定する事項		
略		略	

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。</li> <li>2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。</li> <li>3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。</li> <li>4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。</li> <li>5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。</li> <li>6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。</li> <li>7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。</li> <li>8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。</li> </ol>
ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。</li> <li>2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと。</li> <li>3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。</li> <li>4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。</li> <li>5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。</li> </ol>
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。</li> <li>2 1に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。</li> <li>3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。</li> <li>4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。</li> </ol>

注 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 アウトリーチとは、必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。

- 2 ソーシャルネットワーキングサービスとは、登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのことをいう。
- 3 ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うことをいう。
- 4 自助グループとは、同じ問題を抱える者が集まり、相互理解や相互支援を行う集団をいう。
- 5 ヤングケアラーとは、家族に介護その他のケアを要する人がいる場合に、大人と同様、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どもをいう。
- 6 あいサポート運動とは、県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときにちょっとした手助けを行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- 7 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の患者やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

鳥取県個人情報保護条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第29号

鳥取県個人情報保護条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 個人情報の保護

第1節 実施機関における個人情報の取扱い等（第8条—第17条）

第2節 鳥取県個人情報保護審査会（第18条—第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

第4章 罰則（第30条—第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人に関する情報（死者に関する情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人に関する情報の保護に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び施策の基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 次に掲げる機関又は法人をいう。

ア 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者

イ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

（2）公社 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項第3号に規定する公社をいう。

（3）全部出資法人 情報公開条例第2条第1項第4号に規定する全部出資法人をいう。

（4）指定管理者 情報公開条例第2条第1項第5号に規定する指定管理者をいう。

（5）指定管理情報 情報公開条例第7条第5項に規定する指定管理情報をいう。

（6）死者情報 死者に関する情報であつて、法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 個人情報は、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から、慎重に取り扱われなければならない。

2 生存する個人に関する情報は、高度なデジタル技術を用いた方法により、個人の利益のみならず公共の利益のために活用することが可能であり、政策や事業活動、県民生活の面においても欠かせないものであることに配慮しなければならない。

3 死者情報は、死者の尊厳が社会の基礎であるとの見地から、社会通念に照らし慎重に取り扱われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、保有する個人情報の取扱いについて本人の権利利益を侵害しないよう最大限の配慮をしなければ

ならない。

2 県は、生存する個人に関する情報の適正かつ効果的な活用が豊かな県民生活の実現に資するものであることを踏まえ、その適確かつ有効な利用を図らなければならない。

3 県は、前条第3項の基本理念にのっとり、保有する死者情報の取扱いに当たっては、最大限の配慮をしなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害しないようにするとともに、自己の個人情報の保護に努めなければならない。

(施策の推進)

第6条 県は、個人情報の保護を図るため必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、実施機関における個人情報の取扱いに関し意見、提言又は苦情があったときは、意見若しくは提言の趣旨を十分に踏まえ、積極的に施策への反映を図り、又は苦情を適切かつ迅速に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、個人情報の取扱いに関し事業者と県民との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(死者に関する情報の取扱い等)

第7条 実施機関における死者に関する情報の取扱いについては、生存する個人に関する情報の取扱いに係る法第5章第1節、第2節(第62条、第68条、第69条第2項(第1号及び第4号(本人以外の者に提出することが明らかに本人の利益になることに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第71条を除く。)及び第75条の規定の例によるものとする。

## 第2章 個人情報の保護

### 第1節 実施機関における個人情報の取扱い等

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 実施機関(病院事業の管理者、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター及び公立大学法人公立鳥取環境大学を除く。)は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルであって法第74条第2項第9号に該当するものについて、規則で定める事項を付記した帳簿(以下「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。ただし、条例個人情報ファイル簿を作成し、公表することにより特定の個人が識別されるおそれがあると実施機関が認める場合は、この限りでない。

(開示請求書に記載しなければならない事項)

第9条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、開示請求の処理を迅速かつ適切に行うために必要なものとして規則で定める事項を記載しなければならない。

(開示請求の手続の特例)

第10条 知事以外の実施機関に対する開示請求は、法第77条第1項に規定する手続によるほか、開示請求書を知事の補助機関が設置する窓口へ提出する方法によりすることができる。この場合において、当該補助機関の職員は、提出された開示請求書を当該実施機関に送付するものとする。

(実施機関等の職員の氏名等の開示)

第11条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 情報公開条例第9条第2項第2号ウに掲げる情報のうち、当該個人が実施機関、公社、全部出資法人又は指定管理者の職員(県が設立した地方独立行政法人、公社、全部出資法人及び指定管理者にあっては、その役員を含む。以下同じ。)である場合における当該職員の氏名(次条第1号に掲げる情報を除く。)

(2) 情報公開条例第9条第2項第2号ウに掲げる情報のうち、当該個人が公社、全部出資法人又は指定管理者の職員である場合におけるもの(前号及び次条第1号に掲げる情報を除く。)

(3) 情報公開条例第9条第2項第2号エに掲げる情報

(4) 公社及び全部出資法人に関する情報並びに指定管理情報(次条第2号から第4号までに掲げるものを除

く。)

(不当に権利利益を侵害するおそれがある場合における職の名称等の不開示)

第12条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、次の各号に掲げる情報とする。

(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の職員、全部出資法人の職員並びに指定管理者の職員をいう。)の職務の遂行に係る情報(指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。)に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものに限る。)

(2) 情報公開条例第9条第2項第5号に掲げる情報のうち、公社若しくは全部出資法人に係るもの又は指定管理情報に係るもの

(3) 情報公開条例第9条第2項第6号に掲げる情報のうち、公社若しくは全部出資法人に係るもの又は指定管理情報に係るもの

(4) 情報公開条例第9条第2項第7号に掲げる情報

(5) 情報公開条例第9条第2項第8号に掲げる情報

(開示請求に対する措置)

第13条 実施機関は、法第82条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定をし、又は同条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない決定をし、その旨を書面により通知する場合において、当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を付記するものとする。

(開示決定の期限の特例)

第14条 実施機関は、当該実施機関があらかじめ定める保有個人情報の開示請求があったときは、法第83条の規定にかかわらず、当該実施機関が定めるところにより、直ちに開示決定等をし、及び法第82条の規定による通知を行うものとする。ただし、開示請求をする者が代理人である場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該保有個人情報を開示するものとする。

(開示の際の本人等確認手続)

第15条 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示の請求等に係る手数料)

第16条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示を受ける地方公共団体等行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる手数料の種類ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 知事及び病院事業の管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定による手数料の納付に関し必要な事項は、規則で定めるところによる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第17条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
- 3 前2項の規定による手数料の納付に関し必要な事項は、規則で定めるところによる。

#### 第2節 鳥取県個人情報保護審査会

（設置等）

第18条 次に掲げる事務を行うため、鳥取県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
  - (2) 法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- 2 知事は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（議会の議決により地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分をすることとされている場合を除く。）において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（組織）

第19条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第20条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第21条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（合議体）

第22条 審査会は、委員の全員をもって構成する合議体（以下この条において「総会」という。）で、第18条第1項各号に掲げる事務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3名をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第18条第1項第1号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。
- 3 総会及び部会は、会長が招集する。
- 4 総会は、会長が議長となる。
- 5 総会は過半数の委員の、部会はこれを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。
- 8 審査請求の調査審議を行う場合において、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

（審査会の調査権限）

第23条 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この節において同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定

等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報であって、諮問を受けた審査請求に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求の調査審議を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第25条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第78条の規定にかかわらず、審査会は、第23条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査関係人(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第18条第1項第2号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

(雑則)

第27条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

### 第3章 雑則

(運用状況の公表)

第28条 知事は、毎年、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 罰則

第30条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第32条 偽りその他不正の手段により、保有死者情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの(地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。))をいう。)の提供を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の鳥取県個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第12条第1項、第21条第1項若しくは第24条の3第1項の規定による請求又は第27条第1項の規定による申出若しくは第30条第1項の規定による再申出がされた場合における旧個人情報保護条

例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに申出に対する措置については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧個人情報保護条例第25条第1項又は第30条第3項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧個人情報保護条例第34条第1項の提案がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する実施機関非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、私人に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第47条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）の委員である者は、施行日に、改正後の鳥取県個人情報保護条例第20条第1項の規定により鳥取県個人情報保護審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第4条 次に掲げる者に係る旧個人情報保護条例第10条の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧個人情報保護条例第45条第1項に規定する実施機関非識別加工情報等（以下「旧実施機関非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報又は旧実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の際現に個人情報保護審議会の委員である者又はこの条例の施行前において個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第47条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（鳥取県情報公開条例の一部改正）

第5条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 公文書の開示等	目次 第1章 略 第2章 公文書の開示等

第1節・第2節 略

第3節 鳥取県情報公開審査会（第22条—第27条）

第4節 略

第3章～第5章 略

附則

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1） 略

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

（2の2） 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

（3）～（5） 略

（6） 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関す

第1節・第2節 略

第3節 鳥取県情報公開審議会（第22条—第27条）

第4節 略

第3章～第5章 略

附則

（開示義務）

第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（1） 略

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなり、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

（3）～（5） 略

（6） 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者が行う事務又は事業に関す

る情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 略

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人、公社、全部出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)・(8) 略

(部分開示)

第10条 略

2 開示請求に係る公文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等又は個人識別符号の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(審査会への諮問等)

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

第3節 鳥取県情報公開審査会

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議すること。

(2) 公文書条例第18条第2項の規定による審査請求に係る諮問に応じて調査審議すること。

(3)・(4) 略

る情報（指定管理者にあつては、指定管理情報に限る。）であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～エ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人、公社、全部出資法人若しくは指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)・(8) 略

(部分開示)

第10条 略

2 開示請求に係る公文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

第3節 鳥取県情報公開審議会

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。

(2) 公文書条例第18条第2項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。

(3)・(4) 略

<p>(組織) 第23条 <u>審査会</u>は、委員5人以内で組織する。</p> <p>(委員) 第24条 略 2・3 略 4 <u>委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u> 5 略</p> <p>(会長) 第25条 <u>審査会</u>に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、<u>審査会</u>を代表する。 3 略</p> <p>(合議体) 第26条 <u>審査会</u>は、委員の全員をもって構成する合議体（以下この条において「総会」という。）で、第22条各号に掲げる事務を行う。 2 <u>前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、審査会の指名する委員3人をもって構成する合議体（以下この条において「部会」という。）で、第22条第1号及び第2号に掲げる事務（以下「審査請求の調査審議」という。）を行うことができる。</u> 3 <u>総会及び部会は、会長が招集する。</u> 4 <u>総会は、会長が議長となる。</u> 5 <u>総会は過半数の委員の、部会はこれを構成する全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。</u> 6 <u>総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 7 <u>部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。</u> 8 <u>審査請求の調査審議を行う場合において、特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。</u></p> <p>(審査会の調査権限) 第28条 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は</p>	<p>(組織) 第23条 <u>審議会</u>は、委員5人以内で組織する。</p> <p>(委員) 第24条 略 2・3 略 4 略</p> <p>(会長) 第25条 <u>審議会</u>に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。 3 略</p> <p>(会議) 第26条 <u>審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(審議会の調査権限) 第28条 <u>審議会</u>は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

6 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は意見書を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された公文書又は特定歴史公文書等を閲覧させることができる。

（意見の陳述）

第29条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参

公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（意見の陳述）

第29条 審議会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参

加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2 審査会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第31条 この節の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第32条 審査会は、第19条第1項又は公文書条例第18条第2項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審査会が適切と認める方法により公表するものとする。

(雑則)

加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第30条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2 審議会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第31条 この節の規定により審議会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第32条 審議会は、第19条第1項又は公文書条例第18条第2項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。

(雑則)

<p>第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、<u>審査会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>審査会</u>が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 <u>第24条第5項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第33条 前節及びこの節に定めるもののほか、<u>審議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>審議会</u>が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 <u>第24条第4項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 前条の規定による改正後の鳥取県情報公開条例（以下「改正後情報公開条例」という。）第9条第2項及び第10条第2項の規定は、施行日以後にされる開示請求（改正後情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

第7条 施行日前に附則第5条の規定による改正前の鳥取県情報公開条例（以下「改正前情報公開条例」という。）第19条第1項又は鳥取県公文書の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）第18条第2項の規定による諮問がされた場合における改正後情報公開条例第22条に規定する審査会による調査審議については、なお従前の例による。

第8条 この条例の施行の際現に改正前情報公開条例第22条の規定により設置されている鳥取県情報公開審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）は、改正後情報公開条例第22条の規定により設置された鳥取県情報公開審査会（次項において「審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の際現に改正前情報公開条例第24条第1項の規定により審議会の委員に任命されている者は、改正後情報公開条例第24条第1項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第9条 この条例の施行の際現に審議会の委員である者又はこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係る改正前情報公開条例第24条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

第10条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第11条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する<u>審議会</u>は、鳥取県個人情報保護条例（<u>令和4年鳥取県条例第29号</u>）<u>第18条第1項</u>の規定により設置された<u>鳥取県個人情報保護審査会</u>（以下「<u>審査会</u>」という。）とする。</p> <p>2 <u>審査会</u>は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する<u>審議会</u>は、鳥取県個人情報保護条例（<u>平成11年鳥取県条例第3号</u>）<u>第47条第1項</u>の規定により設置された<u>鳥取県個人情報保護審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）とする。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならない。</p>

(鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定歴史公文書等の保存等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(特定歴史公文書等の保存等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第1号</u>に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 略</p>
<p>(鳥取県情報公開審査会への諮問等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申を<u>受けた</u>ときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p>	<p>(鳥取県情報公開審議会への諮問等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>鳥取県情報公開審議会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申が<u>あった</u>ときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p>

(鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部改正)

第14条 鳥取県債権回収計画等に関する条例（平成25年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(債権の管理により収集した情報の利用等)</p> <p>第3条 実施機関（鳥取県個人情報保護条例（<u>令和4年鳥取県条例第29号</u>）<u>第2条第1項第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収債権」という。）並びに徴収金債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(債権の管理により収集した情報の利用等)</p> <p>第3条 実施機関（鳥取県個人情報保護条例（<u>平成11年鳥取県条例第3号</u>）<u>第2条第3号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収債権」という。）並びに徴収金債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2 略</p>

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

第15条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県個人情報保護審査会</u></td> <td>(1) 鳥取県個人情報保護条例（<u>令和4年鳥取県条例第29号</u>）<u>第18条第1項各号</u>に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県情報公開審査会</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		<u>鳥取県個人情報保護審査会</u>	(1) 鳥取県個人情報保護条例（ <u>令和4年鳥取県条例第29号</u> ） <u>第18条第1項各号</u> に掲げる事項		略	<u>鳥取県情報公開審査会</u>	略	略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県個人情報保護審議会</u></td> <td>(1) 鳥取県個人情報保護条例（<u>平成11年鳥取県条例第3号</u>）<u>第47条第1項各号</u>に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県情報公開審議会</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		<u>鳥取県個人情報保護審議会</u>	(1) 鳥取県個人情報保護条例（ <u>平成11年鳥取県条例第3号</u> ） <u>第47条第1項各号</u> に掲げる事項		略	<u>鳥取県情報公開審議会</u>	略	略	
名称	調査審議する事項																								
略																									
<u>鳥取県個人情報保護審査会</u>	(1) 鳥取県個人情報保護条例（ <u>令和4年鳥取県条例第29号</u> ） <u>第18条第1項各号</u> に掲げる事項																								
	略																								
<u>鳥取県情報公開審査会</u>	略																								
略																									
名称	調査審議する事項																								
略																									
<u>鳥取県個人情報保護審議会</u>	(1) 鳥取県個人情報保護条例（ <u>平成11年鳥取県条例第3号</u> ） <u>第47条第1項各号</u> に掲げる事項																								
	略																								
<u>鳥取県情報公開審議会</u>	略																								
略																									

別表（第16条関係）

手数料の種類	開示の実施の方法			手数料の額
写しの作成に係る手数料	用紙に複写したもの又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付	日本産業規格A列3番以下の大きさのもの	単色刷りの場合	1枚につき10円
			複色刷りの場合	1枚につき20円
		日本産業規格A列2番の大きさのもの	単色刷りの場合	1枚につき40円

			複色刷りの場合	1枚につき140円
		日本産業規格A列1番の大きさのもの	単色刷りの場合	1枚につき80円
			複色刷りの場合	1枚につき180円
	写真フィルムを印画したものの交付			1枚につき10円
	スライドを印画したものの交付			1枚につき100円
	光ディスク(CD-R)に複写したものの交付			1枚につき30円
	光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付			1枚につき50円
	録音カセットテープに複写したものの交付			1巻につき50円
写しの送付に係る手数料	写しの交付に送付を伴うもの	重量が25グラム以下のもの		1件につき560円
		重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの		1件につき600円
		重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの		1件につき620円
		重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの		1件につき690円
		重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの		1件につき730円
		重量が250グラムを超え、500グラム以下のもの		1件につき870円
		重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの		1件につき1,060円
		重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの		1件につき1,520円
		重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの		1件につき1,830円

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第30号**

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年1月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年1月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第1章 略			第1章 略		
第2章 普通税			第2章 普通税		
第1節 県民税			第1節 県民税		
第1款～第6款 略			第1款～第6款 略		
<u>第7款 豊かな森づくり協働税(第53条の18～第53条の21)</u>			<u>第7款 森林環境保全税(第53条の18～第53条の21)</u>		
第2節～第10節 略			第2節～第10節 略		
第3章・第4章 略			第3章・第4章 略		
附則			附則		
(寄附金税額控除)			(寄附金税額控除)		
第24条の4 略			第24条の4 略		
2・3 略			2・3 略		
4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)とする。			4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
略			略		
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	<u>令和5年1月1日から令和9年12月31日まで</u>	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	<u>平成30年1月1日から令和4年12月31日まで</u>
略			略		
5 略			5 略		
			<u>第7款 森林環境保全税</u>		

(森林環境保全税の趣旨)

第53条の18 すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課する。

2 森林環境保全税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成20年度から令和4年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
(1) 第41条の表の(1)の項に掲げる法人	1,000円
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円

(森林環境保全税の用途)

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために

特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業  
(2) 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業

第7款 豊かな森づくり協働税

(豊かな森づくり協働税の趣旨)

第53条の18 水源かん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収等全ての県民が享受している森林の持つ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の参画と協働の下に、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に資する県民による森づくりのための施策及び鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として豊かな森づくり協働税を課する。

2 豊かな森づくり協働税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 令和5年度から令和9年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
(1) 第41条の表の(1)の項に掲げる法人	1,000円
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円

<p>げる法人</p> <p>(豊かな森づくり協働税の使途)</p> <p>第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 県民の参画と協働による森づくりを推進するための事業</p> <p>(2) 鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための事業</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、令和10年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、令和5年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県森林審議会</td> <td>森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項</td> </tr> <tr> <td>鳥取県森林病害虫等(松くい虫)防除連絡協議会</td> <td>松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項</td> </tr> <tr> <td><b>鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会</b></td> <td><b>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する豊かな森づくり協働税の使途に関する事項</b></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項	鳥取県森林病害虫等(松くい虫)防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項	<b>鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会</b>	<b>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する豊かな森づくり協働税の使途に関する事項</b>	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県森林審議会</td> <td>森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項</td> </tr> <tr> <td><b>鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会</b></td> <td><b>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する森林環境保全税の使途に関する事項</b></td> </tr> <tr> <td>鳥取県森林病害虫等(松くい虫)防除連絡協議会</td> <td>松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項	<b>鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会</b>	<b>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する森林環境保全税の使途に関する事項</b>	鳥取県森林病害虫等(松くい虫)防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項	略	
名称	調査審議する事項																								
略																									
鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項																								
鳥取県森林病害虫等(松くい虫)防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項																								
<b>鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会</b>	<b>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する豊かな森づくり協働税の使途に関する事項</b>																								
略																									
名称	調査審議する事項																								
略																									
鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項																								
<b>鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会</b>	<b>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する森林環境保全税の使途に関する事項</b>																								
鳥取県森林病害虫等(松くい虫)防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項																								
略																									

附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例目次の改正規定及び第2章第1節第7款の改正規定並びに第2条の規定は令和5年4月1日から、第1条中鳥取県税条例第232条の改正規定は規則で定める日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人ハーモニイカレッジに対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 令和4年度までの各年度分の個人の均等割の税率の特例及び令和5年3月31日までに開始する各事業年度（地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号に掲げる法人にあつては、令和5年3月31日までの期間）に係る法人の均等割の税率の特例については、なお従前の例による。